

事務事業評価表(既存事業)

コード 6-1-5	事務事業名 地域福祉権利擁護事業への支援	所管部課 保健福祉部保健福祉総合調整課					
事務事業の概要	事務事業の目的 社協が実施主体となり、利用者との契約に基づき、認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに支障があるものに対して、福祉サービス利用援助事業を行うことにより、安心して自立した地域生活が送れるようによる事業への支援	総合計画上の位置づけ (政策)笑顔で暮らすまちづくり (施策)地域福祉の推進 (主要施策)社会福祉協議会地域福祉活動への支援					
	実施内容、実施方法 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助要綱に基づく補助金交付をしている。そのうち、ボランティア・市民活動センター推進事業費について事業費補助率9/10により補助金交付している。	根拠法令等 社会福祉法第81条 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助要綱					
	事業開始時期 平成 14 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他()					
評価指標の設定	活動指標名 相談件数	活動指標の考え方(定義) 地域福祉権利擁護事業について電話、窓口での相談延べ件数					
	成果指標名 契約件数	成果指標の考え方(定義) 地域福祉権利擁護事業を利用する社協と契約を結んだ件数					
事務事業データ		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
	事業費(A)		2,681	2,127	4,320	5,224	
	国庫支出金	千円					
	都支出金		162	104			
	地方債						
	その他						
	一般財源		2,519	2,023	4,320	5,224	
	所要人員(B)	人	0.02	0.02	0.02	0.02	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	165	165	167	167	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	2,846	2,292	4,487	5,391	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(契約件数(社協・利用者))	千円	1,423	382	345		
	歳入	千円			616	520	
	活動指標	目標値	件				
		実績値	件	252	517	686	
活動指標	目標値						
	実績値						
成果指標	目標値	件					
	実績値	件	2	6	13		
成果指標	目標値						
	実績値						
事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)						
	国・都・他市・民間等における類似事業	事業の実施主体は、東京都社会福祉協議会であり、西東京市社会福祉協議会は東社協から委託料を受けている。 市高齢福祉課では、権利擁護事業として「あんしん西東京」を運営している					
	運営上の制約条件・外部要因等	事業実施に当たり専門員の配置が条件である。					

コード 6-1-5	事務事業名 地域福祉権利擁護事業への支援	所管部課 保健福祉部保健福祉総合調整課
--------------	-------------------------	------------------------

事業所管部評価	項目	評価結果	判断理由、説明等
	実績	<input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	相談件数、訪問件数など契約に直接結びつかない実績は上がっているが、利用料が収入となる契約までなかなか結びつかない。
	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 増大 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	認知症の高齢者を狙った悪徳リフォーム業者による詐欺行為に代表されるように、近年高齢者や知的障害者の権利侵害が事件に発展するケースが増えてきている。本事業によりいわゆる社会的弱者の権利、財産の保全に対する必要性、重要性は更に増大するものである。
	効率性	<input type="checkbox"/> 大きく改善 <input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	本事業は、社会福祉協議会が社会福祉法に基づく地域権利擁護事業として実施するが、市高齢福祉課においては成年後見制度としての権利擁護事業「あんしん西東京」を運営している。権利擁護を必要とする市民の視線に立てば両制度は、一体的、総合的に運用されていくことが理想的である。
	公平性	<input type="checkbox"/> より充実 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	本事業は、社会福祉法第2条3項12に規定される事業であり、同法第81条により西東京市社会福祉協議会が実施するものであり、これら関係法令により事業実施に当たっての制限があるが、利用者の事業に対する信頼性を担保するため、「福祉サービス運営適正化委員会」が運営監視合議体として東京都社会福祉協議会に組織されている。
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本の見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	高齢者や知的障害者を狙った悪意の第三者からの財産保全はもとより、判断能力が低下または不足することにより自己の権利主張や金銭管理などが十分に行えない方のセーフティーネットであり、自己責任に基づく社会生活環境へと進展する中、本事業はこれからの時代に対応した不可欠な事業になると思われる。

17年度における改善点	市が実施する成年後見制度との一体的、総合的な運営が可能であるか具体的な議論が行なわれている。
-------------	--

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本の見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
--------	--

評価の視点

実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など

必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など

効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など

公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など

総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。

拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。

継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。

改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。

抜本の見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。

廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。